

スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する

# 協 定 書

矢板市

さくら市

塩谷町

高根沢町

## 塩谷広域圏スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定書

栃木県塩谷広域圏を構成する矢板市、さくら市、塩谷町及び高根沢町（以下「2市2町」という。）は、スポーツ・レクリエーション施設の有効利用を図ることによって圏域住民の利便性を向上し、もって2市2町のスポーツ振興に寄与することを目的として、2市2町のスポーツ・レクリエーション施設の広域利用を別紙要綱に基づき実施することについて協定する。

この協定の成立を証するため本書4通を作成し、2市2町の首長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年10月1日

矢板市長

さくら市長

塩谷町長

高根沢町長

## 塩谷広域圏スポーツ・レクリエーション施設広域利用実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、栃木県塩谷広域圏を構成する矢板市、さくら市、塩谷町及び高根沢町（以下「2市2町」という。）が所有するスポーツ・レクリエーション施設（以下「施設」という。）の広域利用による有効活用を図ることによって、住民の日常生活圏の拡大や交流を促進するとともに圏域住民の利便性を向上し、もって2市2町のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

### (対象施設)

第2条 広域利用の対象施設は、別表に定める施設とする。

### (利用者の範囲と利用条件)

第3条 広域利用の利用者の範囲は、2市2町に居住し、又は2市2町に所在する学校、官公署、事業所等に在学若しくは在職する者（以下「住民等」という。）とする。

### (条例、規則等の遵守)

第4条 この要綱に基づき住民等が施設を利用するときは、当該施設の属する市町の条例、規則等の定めによるものとする。

### (連絡協議会)

第5条 広域利用の円滑な運営を図るため、塩谷広域圏スポーツ・レクリエーション施設広域利用連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 連絡協議会は2市2町の施設を所掌する部署の長を委員として構成する。

3 連絡協議会の会議は、必要に応じて、委員の呼びかけによって開催する。

4 前項の規定により会議の開催を呼びかけた委員は、当該会議の議長となる。

### (要綱の改廃)

第6条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、2市2町が協議し決定するものとする。

### 付則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表

<p>矢板市</p>	<p>矢板運動公園（陸上競技場、サッカー場、プール、相撲場、テニスコート、多目的グラウンド、野球場）、矢板市体育館、日新体育館、長井体育館、上伊佐野体育館、矢板市武道館、矢板市弓道場、日新多目的グラウンド、片岡運動場、泉運動場、矢板市農業者トレーニングセンター、旧長井小校庭、旧上伊佐野校庭、農村環境改善センター多目的ホール、勤労青少年ホームプレイルーム、生涯学習館体育室</p>
<p>さくら市</p>	<p>さくら市氏家体育館、さくら市喜連川体育館、さくら市鷺宿体育館、さくら市河戸体育館、さくら市金鹿体育館、さくら市穂積体育館、さくら市鬼怒川運動公園（サッカー場・多目的スペース）、さくら市総合公園（野球場・テニスコート・さくらスタジアム・プール）、さくら市菖蒲沢公園（野球場・テニスコート）、さくら市喜連川運動場、さくら市喜連川運動場テニスコート、さくら市鷺宿運動場、さくら市喜連川弓道場、さくら市喜連川高校跡地体育館、さくら市喜連川高校跡地第1グラウンド、さくら市喜連川高校跡地第2グラウンド及びさくら市喜連川 B&amp;G 海洋センター</p>
<p>塩谷町</p>	<p>塩谷町総合公園テニスコート（オムニ）、塩谷町総合公園テニスコート（クレー）、塩谷町総合公園多目的運動場（本球場）、塩谷町総合公園多目的運動広場（陸上競技場）、塩谷町総合公園相撲道場、塩谷町立大平崎野球場、塩谷町熊ノ木体育館、塩谷町玉生体育館、塩谷町船生東体育館、塩谷町船生西体育館、塩谷町田所体育館、塩谷町大久保体育館、塩谷町玉生運動広場、塩谷町船生東運動広場、塩谷町船生西運動広場、塩谷町大久保運動広場</p>
<p>高根沢町</p>	<p>高根沢町農業者トレーニングセンター、高根沢町立武道館、町民広場、石末運動場、情報の森テニスコート場、高根沢町多目的運動広場、高根沢町仁井田体育館、高根沢町キリン体育館、高根沢町キリン運動場</p>